

著作権使用について

選曲にあたり、市販されている楽譜を楽譜のとおり演奏する場合は問題ありません。制限時間 5 分に合わせ、一部の楽章のみ、または組曲の中の一部の曲だけ演奏することも差し支えありません。それ以外の場合は手続きが必要になります。毎年問い合わせが多いので別刷りにしました。

ほとんどの楽曲は作曲者の没後 70 年(延長されました。例外あり)までが著作権の保護期間となっています。著作権保護期間にある楽曲は作曲者やその遺族、または出版社がその権利を持っていますので原曲を学校の編成にあわせて編曲したり、楽器を変更する場合は、著作権を管理する団体又は個人に許可を得る必要があります。

■著作権保護期間にある楽曲を楽器の変更をしたりアレンジを加える場合はまず出版社に問い合わせてください。(出版社が海外の場合も同様です)

最近コンテストで良く演奏される楽曲で国内の出版社については、出版社のホームページで許諾書の発行についても説明されていることが多くあります。郵送、メール、FAX などは原本又はコピーを添付してください。また問い合わせが膨大で電話で許可してもらえても文書は発行しない出版社もありますので、その場合は以下のような文書を作成して添付してください。

↓↓

許諾について

以下のとおり電話で許可を受けたのでお届けします。

曲名 ○○ 作曲者名 ○○

変更内容 例 オーボエのパートを B♭ クラリネットで演奏

電話で許可を受けた日にち

出版社名 担当者名 電話番号

学校名 顧問名

参考 アコード出版 カタログには変更は認めないと書かれているものがありますが、ホームページから申請書をダウンロードできます。

 ブレーン出版 アンサンブル譜の楽器変更は認める場合と認めない場合があるので FAX で問い合わせる。時間制限によるカットは認める。

 ウィンズスコア 編成変更とカットは FAX、郵送で問い合わせる。認めない場合もある。

 ティーダ出版 メールまたは電話で楽譜コンシェルジュに相談

■著作権保護期間を経過している楽曲(パブリックドメインといい社会の公共財産とされ誰でも自由に利用できます。)に関しては、市販されている楽譜ではなく、原曲を顧問の先生や指導者が編曲する場合は編曲した方の名前で以下のような演奏許諾書を作成して添付してください。

↓↓

演奏許諾書

私が編曲した「曲名」(作曲者名)をアンサンブルコンテストで○○学校が演奏することを許可します。

9 月○日 氏名(署名または捺印)

いずれにしても申請から許可をもらうまでに時間がかかりますので、早めに手続きをしてください。

締め切りまでに間に合わない場合は申込書に手続き中と記入して証明書はあとから提出でも構いませんが、許可されなかったときは楽曲を変更しなければなりません。著作権に関する理由に限り曲の変更は認めます。わからないことがあればなるべく早いうちに各支部のチーフや事務局にご相談ください。